

## 平成 28 年度技能五輪全国大会及び全国アビリンピック の開催候補都道府県の選考に関する検討会開催要綱（案）

### 1 趣旨

技能五輪全国大会は、青年技能者がその技能レベルの日本一を競うことにより、国内の青年技能者の技能水準の向上を図り、併せて技能尊重気運の醸成を図ることを目的とした大会である。また、全国アビリンピックは、障害者が技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、障害者に対する社会一般の理解を深め、障害者の雇用の促進を図ることを目的とする大会である。

両大会の平成 28 年度における開催候補都道府県を選考するため、厚生労働省職業能力開発局において、有識者を参集者とする「平成 28 年度技能五輪全国大会及び全国アビリンピックの開催候補都道府県の選考に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催することとする。

### 2 検討会の検討事項

平成 28 年度技能五輪全国大会及び全国アビリンピックの開催候補都道府県の選考について

### 3 検討会の運営

- (1) 検討会は、厚生労働省職業能力開発局長が、有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の庶務は、厚生労働省職業能力開発局能力評価課が、能力開発課の協力を得つつ行う。
- (3) 検討会の座長は、参集者の互選により選出する。

### 4 会議及び議事録の公開

会議、議事録及び資料は非公開とする。ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議、議事録及び資料を公開とすることができることとする。

また、議事要旨は公開する。

## 審議会等会合の公開に関する指針（抜粋）

この指針は、厚生労働省所管の審議会等及び懇談会等行政運営上の会合（以下「審議会等会合」という。）の運営に関し、透明な行政運営の確保を図るため、審議会等会合の公開について、下記の通り定めるものである。

### 2 審議会等の公開

#### （1）審議会等会合の委員の公開

ア 審議会等会合の委員、臨時委員、特別委員、専門委員の氏名、職業については、当該審議会等会合において別段の取扱いをすべきこととしている場合を除き、公開するものとする。

#### （3）審議会等会合の会議、議事録の公開

##### ア 審議会等会合の会議、議事録の公開

（イ）審議会等会合のうち（ア）以外の会合（審議会等に置かれる分科会、部会及び懇談会等行政運営上の会合）については、少なくとも議事要旨を公開する。特段の事業により会議又は議事録を非公開とする場合にあっては、その理由を明示するものとする。

#### （4）審議会等会合の諮問、答申・意見等及び提出資料の公開

ア 審議会等会合の諮問、答申・意見等及び提出書類については、当該審議会等会合において別段の取扱いをすべきこととしている、又は公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある、若しくは特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合を除き、公開するものとする。

## 審議会等会合の公開に関する考え方（抜粋）

### 2 審議会等会合の会議の公開

「指針」2(3)ア(イ)に該当する審議会等会合については、以下に該当する場合を除き公開することとし、審議会等の開催の都度判断するものとする。

- ① 個人に関する情報を保護する必要がある。
- ② 特定の個人等にかかわる専門的事項を審議するため、公開すると外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるとともに、委員の適切な選考が困難となるおそれがある。
- ③ 公開することにより、市場に影響を及ぼすなど、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。
- ④ 公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある。
- ⑤ 公開することにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。